

井奉行の職掌 — 十郷用水の管理・運営を担う人々 —

黒 滝 香 奈

はじめに

近世の地域社会には、村の枠を超えた多様な組合が存在した。例えば、①幕藩領主の支配に伴う組合村や、②用水や入会地の管理・運営のために村々が結合した組合である。①は同一の領主支配の村々が連なり、②は異なる領主支配の村々が結合した。このような組合についての研究は数多く行われ、特に、前者①については、一九八〇年代以降、幕領組合村や藩領の大庄屋組を対象とした研究が隆盛し、村を超えた地域的結合における地域運営の様相や社会経済構造、さらには「中間層」が果たした役割などが説明されてきている^①。

それに対し、本稿で主に扱うのは、②の組合の一つである用水組合である。用水に関する研究は全国各地でなされてきた。しかし、

その多くが村落間、もしくは地域間の用水争論の検討^②であり、用水組合を管理・運営する人々に主眼をおき考察された研究は乏しい。用水の管理・運営者に焦点を当てた研究としては、戦後すぐに発表された喜多村俊夫氏^③の成果が重要であり、氏は、全国各地の事例から水利組織の管理機構を体系的に明らかにした。幕藩領主の支配に伴う組合村の「中間層」の役割が盛んに説明されてきている昨今において、用水組合を管理・運営し、地域における水利秩序を維持してきた人々の機能や役割を今一度検討することには意義があると考える。

ここ越前にも、いくつかの大規模な用水組合が存在し、用水を管理・運営する人々が存在した。なかでも十郷用水は、最大規模であったと同時に、領主支配錯綜地域の村々を灌漑したため、多様な利害が絡み合っていた。このような用水を管轄した井奉行は、広範囲の村々と複数の領主の間で、用水管理を行う必要があった。した

がって、井奉行に着目することによって、水利に関わる諸問題の解明のみならず、領主支配錯綜地域において、関係する領主層と地域側がどのように利害調整を行っていたのかを明らかにすることができるとする。本稿は、このような地域社会の様相を解明する前段階として、井奉行の日常的な職務を詳らかに明らかにすることを目的とする。

十郷用水や井奉行を対象とした先行研究には、『福井県史』・『鳴鹿村誌』などの自治体史⁴・みくに龍翔館図録『十郷用水ものがたり』（以下、みくに龍翔館『図録』と略記⁵）のほか、西節子氏による論考がある⁶。西氏は、①一七世紀後半に近世的村が成立していたこと、②それを基盤とし、一八世紀中期に、用水組合が中世の郷的結合体から近世村落の結合体に変化したこと、③その変化とともに、用水管理体系が近世的なものに変化し、井奉行の性格も変容したことを明らかにした。西氏の研究においても、井奉行の職務に触れられてはいるが、本稿では、史料の典拠を示しながら、より細かく検討し、井奉行の職掌の再検討を行う。

主な使用史料は、土肥家文書と大連家彦兵衛家文書（どちらも福井県文書館寄託）である。そのなかでも特に大連彦兵衛家文書中の「用水御用記録」と「家秘簿」を多く使用している。どちらも、国文学研究資料館に所蔵されている「越前史料」中に、大正期（一九二二～一九二六）に記された謄写本がある⁷。前者は延享三年（一七四六）から万延元年（一八六〇）にかけて作成された井奉行としての役目記録であり、後者は天正六年（一五七八）から天保七年（一八三六）の文書をもとに、万延元年に大連国政が編年整理したものである。

なお、十郷用水の管理者である井奉行の呼称については、史料上「井番」「井頭」「井守」などが散見され多様であるが、本稿ではすべて井奉行に統一し、述べていくこととする。

一 十郷用水について

本章では、十郷用水の基礎情報について概括しておきたい。

1 十郷用水の成立と流路

本節は、自治体史とみくに龍翔館『図録』⁸に拠りながら述べていくこととする。

十郷は、本庄郷・溝江郷・新郷・大味郷・細呂木郷・大口郷・新庄郷・兵庫郷・関郷・荒井郷を一括した地域の総称であり、興福寺兼春日社領河口荘の成立と深く関与したと指摘されている。このような荘園の開発が可能となった背景に、平安末期から成立していたとみられる十郷用水の存在があった。

十郷用水は、吉田郡鳴鹿の鳴鹿大堰で九頭竜川の水を取水し、新江口で新江用水と分流し、その後大島口で高椋用水と分流、神明井口を通過した後は、一番堰と七番堰と赤金水門によって磯部用水に分水され、横落堤で水量が調整され、約四〇か村からなる十郷用水を潤した。坂井郡をほぼ北西に向かって貫流し、河口荘十郷のうち細呂木郷を除く地域を潤す越前最大の用水であった。

鳴鹿大堰は、十郷用水全体に関わる肝要な堰であり、下流の村々

表1 十郷用水の構成

十郷用水掛り村々			高柳用水掛り村々		
掛高(石)	支配		掛高(石)	支配	
福嶋	丸岡藩領	1172	上金屋	244	丸岡藩領
東長田	幕領(舟寄)	1250	樋爪	460	丸岡藩領
徳部田	幕領(舟寄)	1146	為安	175	丸岡藩領
下新上	幕領(葛野)	577	友末	397	丸岡藩領
上新上	幕領(高森)	1304	坪之内・未広	483	丸岡藩領
上関	幕領(葛野)	1550	油為頭	385	丸岡藩領
下関	幕領(葛野)	1360	筑後	384	丸岡藩領
轟木	幕領(葛野)	350	端保	77	丸岡藩領
新町(金津)	福井藩領	350	豊原高瀬	95	丸岡藩領
金津六日町	福井藩領	1350	牛ヶ島	177	丸岡藩領
下兵庫	幕領(石田)	2460	儀間	796	丸岡藩領
大口中	幕領(石田)	407	吉政	720	丸岡藩領
倉垣内	幕領(石田)	446	南横地	302	丸岡藩領
東	幕領(石田)	680	福元	1308	丸岡藩領
西	幕領(石田)	550	一本田三ヶ村	430	丸岡藩領
中野	松岡藩領	399	寅国	300	丸岡藩領
新用	幕領(葛野)	220	里窪	324	丸岡藩領
馬場	幕領(葛野)	310	五本	1105	丸岡藩領
東善寺	幕領(葛野)	350	上兵庫	2824	丸岡藩領
反白	幕領(葛森)	490	中浜	1260	丸岡藩領
大味	幕領(葛野)	1720	稲越	775	丸岡藩領
上番	幕領(高森)	2360	長屋	1605	丸岡藩領
中番	幕領(石田)	1900	石塚	741	丸岡藩領
下番	幕領(石田)	1140	千田	419	丸岡藩領
若宮	丸岡藩領	730	山窪	306	丸岡藩領
河原井田	幕領(葛野)	220	女ヶ谷	835	丸岡藩領
河間	幕領(石田)	808	田屋四垣内	1453	丸岡藩領
玉ノ木	幕領(高森)	170	曾々木	365	丸岡藩領
蛸渡り	幕領(石田)	290	升田	122	丸岡藩領
宮ノ前	幕領(高森)	100	内田	293	丸岡藩領
蛸ノ渡	幕領(葛野)	100	小黒	1597	丸岡藩領
今市	幕領(石田)	368	大森	558	丸岡藩領
本堂	松岡藩領	290	猪爪	427	丸岡藩領
玉ノ江	幕領(石田)	260	里丸岡	350	丸岡藩領
中浜	丸岡藩領	1260	長畝	741	丸岡藩領
五本	丸岡藩領	1105	末政	604	丸岡藩領
上兵庫	丸岡藩領	2820	野中山王	543	丸岡藩領
稲越	丸岡藩領	770	板倉	720	丸岡藩領
長屋	丸岡藩領	800	下桑田	949	丸岡藩領
伊井	幕領(葛野)	400	荒井	877	高柳領(旗本本多大膳)
河和田	幕領(舟寄)	400	高柳	473	高柳領(旗本本多大膳)
長畑	幕領(葛野)	190	四ツ柳	487	高柳領(旗本本多大膳)
定宗	幕領(葛野)	150	領家	328	高柳領(旗本本多大膳)
新(野中)	幕領(石田)	73	寄永	94	高柳領(旗本本多大膳)
野中	幕領(石田)	432	計51か村	27908	
今井	松岡藩領	585			
麩沢	幕領(高森)	246			
計47か村		36408			
十郷磯部能組之村々			磯部郷用水懸り村々		
掛高(石)	支配		掛高(石)	支配	
四郎丸	丸岡藩領	250	長崎高瀬	455	丸岡藩領
今市	福井藩領	410	新(安田)	455	松岡藩領
磯部嶋	福井藩領	200	下安田	535	松岡藩領
四ツ柳	丸岡藩領	130	正蓮花・寄安	1502	丸岡藩領
上安田	福井藩領	870	境・為国	1000	丸岡藩領
八町	福井藩領	100	沖布目	1057	丸岡藩領
二ツ屋	福井藩領	64	宮領	500	幕領(高森)
中(金元)	福井藩領	120	田嶋	500	幕領(舟寄)
楽間	福井藩領	370	中筋	1550	幕領(舟寄)
			北横地	1260	幕領(舟寄)
			伏屋・三本木・赤坂	800	福井藩領
計9か村		2514	計15か村	9614	

の多様な利害が絡み合った。神明口は、磯部・十郷用水受益者にとって重要な堰であったため、毎春、井口に溜まった土砂を取り除き通水をよくする作業がなされた。横落堤は、十郷用水の水量を調整する施設であり、用水不用の時には、堤を崩し、不用になった水を兵庫川に流し、春になると再修築がなされた。このように、十郷用水

には、多くの村々の利害に関わる構造物が存在した。なお、十郷用水の呼称を整理しておきたい。史料上では、十郷用水・磯部用水・高柳用水の総称を「十郷」と記す場合が多々みられるため、本稿で特に断りなく「十郷用水」と称す場合は、十郷・磯部・高柳用水全体を指す。赤水水門以下の十郷用水を示す場合には、

典拠：享保5年「鳴鹿用水磯部高柳十郷掛所村々高人足帳」(大連彦兵衛家文書、138)より作成。「十郷磯部能組之村々」の領主支配と、「高柳用水掛り村々」の用水掛り高は、宝暦3年「鳴鹿用水懸り村高附帳」(土肥家文書、43)を参照。

注1:「幕領(舟寄)」など、丸括弧内の記述は代官所を示す。

注2:「十郷用水掛り村々」の掛高の総計は、史料上は36409石であった。

「狭義の十郷用水」と称す。

2 十郷用水の構成村

次に、十郷用水の構成村を分析していきたい。(表1)(前頁)には、享保五年(一七二〇)時の各村の領主支配、用水掛り高及び、各村が狭義の十郷用水・磯部用水・高椋用水のいずれに属していたかについて示した⁹⁾。併せて(図1)(次頁)も参照されたい。このうち、「十郷磯部籠組之村々」は、嘉永三年(一八五〇)の史料¹⁰⁾によると、すべて磯部用水に属している。すなわち、(表1)中の「十郷磯部籠組之村々」九か村と「磯部郷用水懸り村々」一五か村、計二四か村を磯部用水と呼ぶこともあったといえよう。

四ツ柳村は丸岡藩領と旗本本多大膳知行所の相給村落であるため、磯部用水と高椋用水に属していた。また、五本村・上兵庫村・中浜村・稲越村・長屋村は、十郷用水と高椋用水の両方に名がみえる。この六か村の重複を除くと、総計は一一六か村となる。史料中では、「百拾八ヶ村組合」(宝暦期)と記されていることが多いが、この誤差は、枝村の数え方や、のちに井下に組み込まれた村々に起因すると考える。

(表2)を用いて、十郷・磯部・高椋用水中の小規模な水利結合を検討してみよう。(表2)は「用水引水配符」をもとに作成した。同史料は、福井藩の用水奉行の役人が作成していた文書とみられ、引水免許を下付するために記されていた記録と推察される。よって、主に福井藩領の引水を契機とする水利結合が記されているため、丸

表2 小規模な水利結合

	磯部	高椋	十郷	その他
鳴鹿十郷	三本木、伏屋、赤坂	田屋四垣内(田屋、畠中、与河、篠岡)、曾々木、女ヶ谷		
十郷用水			中野、本堂、上新上、下新上、徳部田、東長田、福嶋、長畑、定宗、河和田、長屋、伊井、上兵庫、下兵庫、五本、倉垣内、中番、上番、下番、西、東、大味、蛸ノ渡、河間、宮ノ前、中浜、藤沢、玉ノ江、東善寺、反白、稲越、上関、下関、若宮、今市、蛸渡り、新町(金津)、金津六日町、北金津、鯉(西村枝村)	
本庄郷用水			大口中、倉垣内、西、中野、大味、中番、下番、玉ノ木、河間、本堂、今市、藤沢、玉江、蛸渡り、中浜、宮ノ前	
本庄東郷組合			倉垣内、大口中、東、西、上番、中番	
本庄轟木江組合			上関、下関、轟木、上番、東、大口中	
新江用水	伏屋、赤坂、三本木			
兵庫川用水		荒井	蛸ノ渡、今井、野中	
字神明口用水	北横地、正蓮花、中筋	南横地		
字神明口川下	中筋、境、為国			
字神明口下			定宗、長畑、河和田、長屋、伊井	
楽間井口	田嶋	一本田三ヶ村、里窪		
十郷用水之内関用水并組			上関、下関、金津六日町、稲越、河原井田、新用、高(馬カ)場、東善寺、反白、金津新町	池口

典拠：年不詳「用水引水配符 三」(国文学研究資料館越前史料、請求記号 22 A、史料番号 1301)より作成。

注：整合性を図るため、村名は〈表1〉に準拠し、適宜丸括弧内で補った。

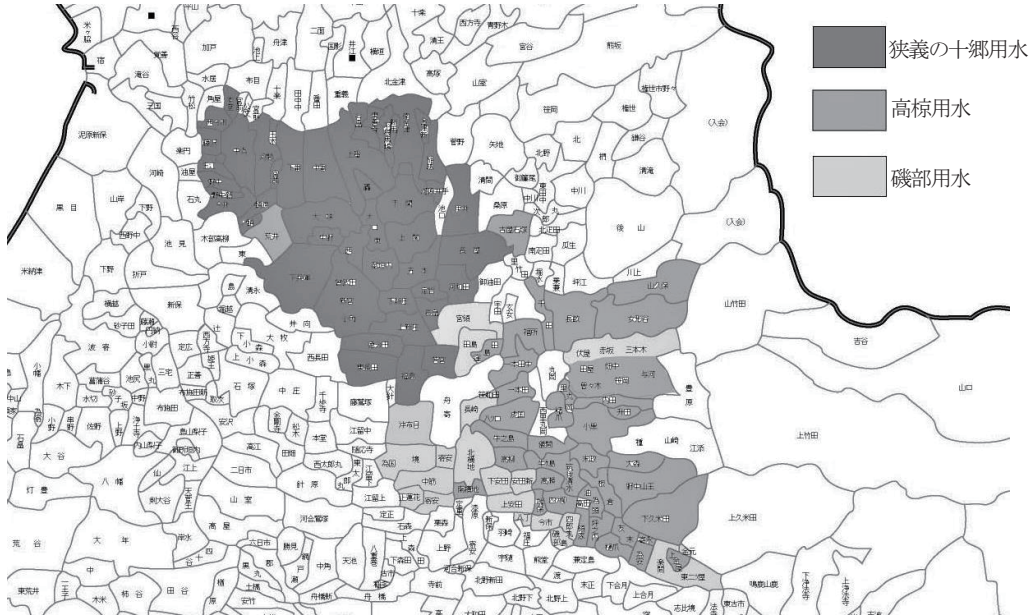


図1 十郷用水組合の村々

典拠：拠：「明治22年2月16日福井県令第十九号」（福井県文書館作成）を加工。〈表1〉をもとに色付け。

注：便宜上、五本村・上兵庫村・中浜村・稲越村・長屋村は狭義の十郷用水、四ツ柳村は高掠用水として表記した。

岡藩領や旗本本多大膽知行所の所領が多い高掠・磯部用水のことは詳細に明らかにできない。しかしながら、〈表2〉から、小規模な水利結合のおおまかな傾向は掴むことができる。それは、十郷・磯部・高掠の大規模な水利結合を跨いで結合している場合が多いこと、また、〈表1〉と照らすと明らかのように、領主支配が錯綜していることである。このように、高掠・磯部・狭義の十郷用水の中には、小規模な水利結合が展開していた。

3 十郷用水の管理者―井奉行―

約一八か村からなる十郷用水の管轄は井奉行が行っていた。井奉行の呼称は、「家秘簿」の記述を辿ると、遅くとも貞享三年（二六八六）には確認できる。ただし、用水を管理する役職は、さらに古くから存在した。慶長二年（二五九七）に堀秀治から本庄郷下番村百姓中に宛てられた定書⁽¹²⁾には、「十郷井水鳴鹿鹿横落普請之儀、如先規大連可申付候」とあり、十郷用水の普請を管理していた者として大連の名がみえる。傍線部「如先規」とあることから、十郷用水の普請を管理する者はさらに以前からいたことがわかる。

井奉行は、当初、三人で、遅くとも元禄期（二六八八―一七〇三）には四人体制に移行した⁽¹³⁾。四人体制への移行後、下番村大連彦兵衛・同村大連三郎左衛門・上金屋村土肥三五左衛門はほぼ世襲的に勤めたが、もう一名については変動がみられ、定重村吉田家や南横地村七右衛門が勤めていた。

近世に入ると、井奉行は関係領主から給米を受け取るようになって

表3 領主による給米の負担割合

	用水掛高 (石)	給米 負担高(石)
福井藩預領	18481	4.51
福井藩領	6898	1.68
幕領	8677	2.12
丸岡藩領	29304	7.15
旗本本多氏知行所	2281	0.56
旗本荻原氏知行所	698	0.17
総計	66339	16.19

典拠：延享元年「御給米御制合帳」（大連彦兵衛家文書、241）より作成。

注：「用水掛高」は少数第一位四捨五入、「給米」は少数第三位四捨五入。

た。¹⁵（表3）のように、用水掛り村々を治める領主が高割で給米を負担し、その総計約一六石の給米を四名の井奉行に分配していた。その分配割合は、大連両家に約八石、土肥家に約五・五石、吉田家に約二・五石という割合であった。このことから、井奉行は①幕藩領主に公認された役職であったこと、②支配管轄を超えた十郷用水全体の管理者として位置づけられていたことがわかる。

関係領主によって給米が支払われたことから、用水の維持・管理は、領主にとつても懸案事項であったといえよう。天保七年（一八三六）には、福井大橋の普請にあたり必要な用木を、鳴鹿大堰を開けて通すことになった。¹⁶この際、福井藩から事の次第を知らせる書付は、まず大連家に出された。この交渉にあたり、丸岡藩へも掛け合う必要性が生じた。そこで、大連三郎左衛門が土肥三五左衛門へ「内々」に相談し、丸岡藩の役所へは土肥から相談を行うことになった。このように、井奉行は業務遂行にあたり関係領主とやり

取りを行う必要がある、その際、各井奉行が連絡する領主は固定していた。具体的には、丸岡藩とは丸岡藩領に居住した土肥家・吉田家が、福井藩や幕領とは大連家が連絡を行っていた。特に、土肥家の居村である上金屋村は寛永元年

（二六二四）から、吉田家の居村である定重村は元禄八年から、一貫して丸岡藩領であったため、両家は丸岡藩の井奉行という認識が濃かったようである。それは史料中で、「丸岡領井役」・「丸岡領井守」という呼称がみられることから裏付けられる。

福井藩には用水役所がおかれ、用水奉行という役職があった。一方、丸岡藩には、分限帳¹⁸をみる限り、用水奉行という、藩政機構の中で常置された役職は確認できない。¹⁹例えば、神明井口をめぐる生じた嘉永期の争論では、福井藩の用水奉行四名と、丸岡藩藩役四名が度々書状を交わした。²⁰この四名の役職は、分限帳と照らすと、勘定所頭取が二名、郡代所頭取が二名であったことがわかる。すなわち、丸岡藩の藩政機構の中で、用水に関する職務を行った者は、郡代所と勘定所の役人であったといえる。

次に、井奉行各家の基礎情報をまとめておきたい。大連彦兵衛家の持高は、延享四年（一七四七）約一一・九石、慶応二年（一八六六）約三六・五石であった。²¹享和三年（一八〇三）に領主から由緒を尋ねられた際の文書をみると、彦兵衛家は一六石、三郎左衛門家は二〇石の村高を所持していたが、すべて小作における「百姓業」は行っていないと記されている。同史料からは、大連彦兵衛家の身分的特権に関して、①昔は帯刀を行っていたが、当時は他国へ行く際の帯刀のみが認められ、平時は長脇差を許されていたこと、②門構えと敷台がついた居宅に居住していたことがわかる。また、大連彦兵衛家は、文政四〜安政二年（一八二二〜一八五五）頃に福井藩の大庄屋を勤めた。²²

土肥家は、遅くとも享保期以降、丸岡藩の組頭（大庄屋）を勤めた⁽²⁴⁾。身分の特権については、木戸付きの門構えがある居宅に暮らしていた。正徳四年（一七一四）の所持高は、約四九・六石であった⁽²⁵⁾。ただし、度々逼迫した経済状況となっていたことが以下の事例からわかる。文政一一年には、家を売り払うほどに「零落」し、十郷惣代の村々に頼母子を願ひ、各村は銀一五匁ずつ拠出した⁽²⁶⁾。嘉永四年には、用水に関する莫大な訴訟経費がかかり、「勝手向不如意」になり、門構えなどの修繕もできない状況にあった⁽²⁷⁾。

一時期井奉行を勤めた吉田家や南横地村の七右衛門の史料は確認できない。ただ、吉田弥三右衛門の明和期（二七六四～二七七一）の持高は判明しており、約七八・九石であった⁽²⁸⁾。

ところで、大連家や土肥家には、十郷用水の開鑿に関与した由緒がある。その由緒は、両家の先祖が米穀を得るため水田となるよう春日明神に祈祷したところ、お告げがあり、春日明神の使者と思わしき鹿に導かれた。その鹿が鳴いた場所から、鹿に導かれた足跡を掘っていったところ、水が通り、悉く水田となったというものである⁽²⁹⁾。この鹿に導かれた者についての記述は、各家の史料によって区々である⁽³⁰⁾。大連三郎左衛門が明治一一年（一八七八）に作成した井口神社・春日神社の由緒書では、彦兵衛の先祖国等と三郎左衛門の先祖教栄である。大連国栄（彦兵衛家）が万治元年（一六五八）に記した「春日神廟記」⁽³¹⁾では、彦兵衛の先祖国等のみである。一方、土肥家の由緒書では、土肥三五左衛門と、南横地村七右衛門、大連三郎左衛門の三名と記されている。このように、由緒書の記述に相違

はあるが、井奉行を勤めた家々は、十郷用水の開鑿に関与したか、もしくは、十郷用水が開鑿された当初から居住し、用水維持に携わっていたという由緒を有する。

加えて、大連両家の地域社会における井奉行や大庄屋以外の役割について触れておく。天永元年（一一一〇）に、河口荘本庄郷の式内社井口神社の旧地に春日神が勧請されたことを契機に、十郷用水の各地に春日神が勧請・分祀された⁽³²⁾。一〇社ある春日神社のうち、筆頭格であった本庄郷の春日神社の神職は、中世から大連両家が勤めていたという⁽³⁴⁾。この神職としての職務内容も「用水御用記録」に併記されており、大連彦兵衛は春日神社の神職を勤めることを井奉行の職務の一環と認識していたと考えられる。

それでは、このような井奉行はどのように十郷用水を管理していたのであろうか。

二 井奉行の職掌

本章では、井奉行の主な職掌を具体的に検討していきたい。

1 鳴鹿堰・横落堤の普請管理

まずは、井奉行の日常的な職務である用水の普請に関わる役割を検討する。これは、鳴鹿堰の普請に関わる役割と、横落堤の普請に関わる役割の二つに大別できる。前者は井奉行全員が関わっており、後者は狭義の十郷の村々を管轄した大連両家のみが関わっていた。

(1) 鳴鹿堰の普請管理

宝暦九年（一七五九）に、幕領本保役所から井奉行大連に対し、鳴鹿堰・横落堤に関わる職務を尋ねられた史料をあげ、鳴鹿堰の普請の行われ方について概観してみたい。

【史料1】

御尋二付書附を以申上候

(中略)

一鳴鹿大堰所御入用藤杭千貫目・杭千本此代米拾六石式斗八升五合、鳴鹿用水掛高右同断、御料私領役高御割合を以山竹田村へ御渡被遊、則右之藤杭年々山竹田村へ伐出シ堰所相勤申候、自然夏中洪水二而堰所損候節、式番堰迄ハ右代米二而藤杭同村へ指出シ堰所繕ひ候、若三番藤杭差出申節ハ、右御渡被遊候外二代米拾六石式斗八升五合御渡被遊候、然共通例之年ハ三番堰藤杭受取申事ハ無御座候

(中略)

一鳴鹿大堰所普請并用水井口堀之義、十郷村々遠方二付毎年賃銀を以請負方へ相渡普請所相勤申候
右之通鳴鹿横落用水役前々私共勤来候、此度御尋二付書面之通相違無御座候、以上

宝暦九年卯二月

坂井郡下番村

大連彦兵衛

同郡同村

大連三郎左衛門

本保御役所

前年に、当該地の幕領は東長田役所と本保役所による支配となつた。その際、大連が居住する下番村は本保役所支配下となつたため、本保役所から井奉行の実態を尋ねられた史料であると考えられる。

一条目からは、①鳴鹿堰の普請に伴う資材（藤や杭）の供出は山竹田村に頼み、山竹田村には代米を払っていたこと、②その代米は、鳴鹿堰から取水している村々の内、幕領・諸藩領の高割で、各領主が山竹田村へ渡していたことがわかる。二条目からは、鳴鹿大堰の普請は、狭義の十郷用水の村々が遠方であったため、賃銀を払い請負人に任せていたことがうかがえる。

以上から、鳴鹿堰の普請にあたって、資材を供出する村々と鳴鹿堰の普請を行う請負人が存在したことがわかる。

では、普請の請負人、資材供出者、井奉行の三者はどのようなシステムで職務を行っていたのであろうか。まずは、安永二年（一七七三）の「家秘簿」の記述をみてみよう。

【史料2】

一鳴鹿春普請四月十日井口土俵入、十一日大割、十二日丁場小割、十四日晚方手堰上ル、十七日夕十九日藤杭請取二竹田へ行、廿一日夕大堰所へ取懸り五月三日迄

四月一〇日には、鳴鹿堰に土俵入れを行い、普請場（丁場）の割り付けを行っていた。そして、藤杭を受け取りに竹田村へ向かい、鳴鹿堰の普請に取り掛かっていた。各工程には、井奉行も立ち会っていたと考えられる。

【史料2】中の「藤杭請取ニ竹田へ行」について、天明五年（一七八五）に作成された「鳴鹿井口掘大堰御普請所諸色附留帳」⁽⁴⁰⁾（以下、天明五年「普請附留帳」と略記）をもとに、さらに検討を加えてみたい。

【史料3】

指上申一札之事

一藤千貫目

一杭千本

右者当寅用水鳴鹿大堰所御入用之藤杭前々々御定之通、我々竹田村々へ罷越一々相改、慥ニ請取、則井下村々々鳴鹿堰所へ為持運遣申処仍如件

天明二年寅四月

吉田弥助

土肥三五

大連彦兵衛

磯山茂助様

本史料は、「御定」の藤一〇〇〇貫、杭一〇〇〇本の調達を終了した際に、井奉行三名から丸岡藩の藩役人に宛てられた藤杭受取手形である。本史料からは、資材の改めを井奉行が行っていたこと、資材は井下村々が運搬していたことがわかる。この「井下村々」は、天明五年「普請附留帳」に、「山竹田村庄屋方へ藤杭請取ニ請負之者共指遣候」とあることから、普請請負人であったと考えられる。資材改めの際には、丸岡藩の役人が立ち会い、天保八年（一八三七）頃からは福井藩の役人も立ち会うようになった。⁽⁴²⁾

以上から、「藤杭請取ニ竹田へ行」⁽⁴¹⁾（史料2）をより詳しくみて

みると、資材の運搬は請負人が、資材の受取手形作成と品質・数量改めは井奉行が行っていた。

次に、資材供出者と普請請負人の実態を検討していく。

資材の供出者は、前掲史料には「山竹田村」とあるが、実際は、山竹田村・山口村・吉谷村など（以下では便宜上、山竹田村ほかと略記）が行っていた。⁽⁴³⁾

【史料1】にある通り、資材供出の対価として、山竹田村ほかには関係領主から代米が支払われた。山竹田村ほかは井奉行に宛てて、代米支払い方法を確認した一札によると、代米の支払いルートは、領主ごとに異なっており、領主↓役所周辺の村々の村役人↓山竹田村ほかという場合もあれば、藩役人から直接山竹田村ほかへ支払う場合もあった。ただし、この藤杭代米の受取手形は、井奉行が用水掛り村々の各領主に宛てて作成していた。⁽⁴⁵⁾さらに、山竹田村ほかには、用水受益村々からも「藤拾貫目杭拾本二付銀八分宛」（時期により変動）の「駄賃」が支払われていた。⁽⁴⁶⁾

天明五年「普請附留帳」によると、普請請負人の担い手は、鳴鹿大堰付近村々の百姓らであった。例えば、狭義の十郷用水の普請請負人は、金屋村5名、末政村・金元村・鳴鹿村・楽間村・松岡町一（名）ずつ、計一〇名が担っていた。そして、彼等を束ねる「受負頭」が十郷・磯部・高掠用水ごとにあった。文化十四年（一八一七）の場合には、十郷用水は上金屋村三郎右衛門、磯部用水は鳴鹿村司平、高掠用水は鳴鹿村条右衛門が請負頭であった。⁽⁴⁷⁾

普請請負人の職務については、天明五年「普請附留帳」中の、「惣

「受負共」から井奉行へ宛てられた「請負申証文之事」から、その一端を知ることができる。「当寅鳴鹿用水掘堰御普請所十郷・磯部・高椋三ヶ郷分御勤可被成所、夫々賃金相定土俵入分掘堰藤杭持運等迄、我々御普請所請負相勤申候」とあり、賃金をもらい、年初の土俵入れから藤杭運搬に至るまで普請を請け負っていたことがわかる。「我々御普請所二詰居相勤可申候」とあり、普請請負人が鳴鹿堰のそばに常に留まり、様々な事態に対処していた。

請負人への賃銀については、毎年三月頃に、井奉行宅に参集し、「高百石二付、銀四匁三分、鳴鹿普請詔賃銀」というように各村からの徴収額を決定していた。⁴⁸⁾そして、年の暮れに各村々から井奉行が取り立てた。⁴⁹⁾その後、井奉行から請負人へ渡していたと推察される。

以上のような普請請負制とでもいべきシステムは、遅くとも宝暦期ころには確立されていたとみられる。⁵⁰⁾では、それ以前の鳴鹿堰普請の仕組みはいかなるものであったのか。以下で引用する史料は、いずれも享保二年（一七一七）に井奉行が作成した「鳴鹿用水方万留万歳帳」⁵¹⁾（以下、享保二年「万歳帳」と略記）であり、天明五年「普請附留帳」と比較することによって、享保期と天明期の仕組みの異同を検討することができる。この帳面に記されている二通の手形をみてみよう。

【史料4】

請取申藤杭代米之事

合米壹石七升九合六夕 京升

但シ御料御直段米壹石二付四拾九匁三分五リツ、

右者鳴鹿用水堰藤杭代米前々高割を以被下置来候通、高懸り之分儘ニ請取申所仍如件

享保六年丑五月

定重村

吉田弥三右衛門

金屋村

土肥三五左衛門

本史料は、井奉行が作成した藤杭代米の受取手形の写しである。この記載ののち、「右式通之手形毎年相納、松岡へ指上候」と記されていることから、本史料は松岡藩へ宛てられたことがわかる。

【史料5】

請取遣申藤杭之事

藤千貫目

杭千本

右之藤杭我々立合申儘ニ請取、鳴鹿堰所へ為持運遣申候所相違無御座候、為其判形指上申所仍如件

寅ノ五月二日

大連三郎左衛門印

吉田弥三右衛門印

土肥三五左衛門印

右之通享保七年寅五月二日、竹田・山口村ニ書付相調、福井・

丸岡御両所之御立合役人中へ相渡し候

本史料は、井奉行が作成した藤杭受取手形の写しである。井奉行が竹田村・山口村でこの史料を作成し、藤杭改めに立ち会っていた福井藩・丸岡藩の藩役人へ渡したことがうかがえる。藤杭は、天明

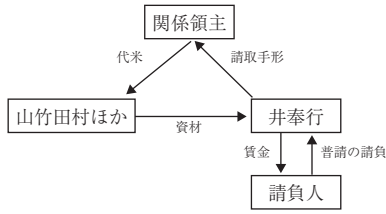


図 2

以上、鳴鹿堰普請のシステムについて図式化した(図2)とともに本項を小括する。

鳴鹿堰普請に必要な資材の供出は山竹田村ほかが行い、その資材は普請請負人が運搬し、資材や代米の受取手形は井奉行が関係領主に提出した。資材の受け取り時には、丸岡藩をはじめとする関係領主や井奉行が立ち会っていた。このような資材供出の仕組みは享保期からみられた。このように資材が供出された後、普請を実行したのは普請請負人であり、彼等を「受負頭」が束ねていた。このようなシステムは遅くと

期と同様に、井下村々に運ばせていたのである。

以上から、資材供出をめぐるシステムは天明期と同様である。藤杭や代米の受取手形は井奉行→関係領主に宛てられており、数量改めは井奉行や藩役人が立ち会って行われていた。

天明期と異なるのは、普請請負人の存在がみられないことである。ただし、享保二年「万歳帳」には、狭義の十郷用水・高椋用水・磯部用水の用水掛高が書き上げられているが、高椋用水の村々は「定人足」の人数が記されている。このことから、鳴鹿大堰に近い高椋用水の村々が人足を出して普請を行っていたと考えられる。よって、「普請請負制」の原型となるシステムが享保期になり立ちつつあったといえよう。

も宝暦期には確立していたが、享保期にはその原型となるシステムがあったと考えられる。

(2) 横落堤の普請管理

先述した通り、横落堤は、用水が不用の時期になると、切り落とされ(「水戸落」)、兵庫川へ水が流された。春になると、再び修築(築立)され、これは「水戸合」と呼ばれた。この横落堤切落としと横落堤築立は、狭義の十郷用水の村々(四三か村)が行っていた。

毎年三月中旬(次第に早期化、二月上旬)になると、「江中寄合例格之通、横落諸色相談ニ寄申候」というように、四三か村で寄合がなされ、番人を誰が勤めるか、番人らが詰める小屋の建設を誰が行うか、横落堤水戸合・切落しに伴う人足・経費などについて話し合われた。この寄合は、安永六年頃から「春寄合」という呼称が定着した。寄合場所は井奉行の居宅であることが多かった。

横落堤の水戸合の時期が決まると、十郷の村々が築立を行った。当初は、「上之方」「下之方」と二手に分かれて水戸合が行われたが、それぞれの人足が度々争論を起こした。そのため、寛政七年(二七九五)に横落築番上下組合から大連両家に出された一札中に「双方組合和談之上、当年分築番当り上下と年番二仕度奉存候」とあり、上下の組合に分かれて、年番で普請を行うことになった。この際には、「水戸合之義ハ、両大連様任御差図無滞急度築立可申候」とあり、大連両家の指図に従うことが確認された。

堤の井落しの際にも、寄合がなされた。大連が小屋へ「例格之

村々」を参集させ、井落しの時期を話し合い、築番組合の者が井落しを行った。ただし、時には、話し合つて決めた日より前に「盗切」をされることもあった。その場合には、堤番人から井奉行に対し、詫証文が届けられた。⁵⁵⁾

以上から、水戸合・井落しに際しては、井奉行が直接的に関わることではなく、築番組合が請け負い、その監督を井奉行が行っていたことがわかる。

(3) 普請費用の算用

前述した鳴鹿堰・横落堤の普請に関わる費用の計上はどのように行われていたのであろうか。

「用水御用記録」には、「横落午割合十一月十三日迄十五日迄、宿彦兵衛」とあり、毎年一一月に横落堤普請の費用の算用が行われていた。これは、横落堤の普請に関わるものであるため、狭義の十郷用水の村々に掛かる経費の算用である。享保四年の勘定帳⁵⁶⁾によれば、各村々の人足や普請材木を金銭で勘定し、総額を高割で割り付け各村々の入用を算出していた。さらに、その他の諸雑費も計上されている。例えば、井奉行大連彦兵衛・三郎左衛門が御用のため福井や丸岡へ赴いた際に掛かった経費や、郷中寄合の飯代、大連からの文書を伝達する「歩」への経費、下働人への賃金などである。これらは、「郷中相談之上如此」と記されており、この盛は郷中の村々が参加し、総意を得て算用されていたことがわかる。したがって、横落堤の普請入用の算用は、毎年井奉行宅で行われてはいたが、すでに享保期

には、郷中相談の上で算用が行われていた。

鳴鹿堰の普請費用の算用については、天保六年（一八三五）の人足勘定帳⁵⁷⁾が「三ヶ郷請負中」により作成されている。文化一四年に普請請負人から井奉行へ宛てられた普請請負証文には、「其日く之着到帳人足歩付増減等迄、每晚村出人足、受負分井役中申触レ立書改置、井落後御他領村出庄屋中・三ヶ郷受負共井役中申触レ立会之上、相定ル割合ヲ以勘定指引可仕候事」とあることから、請負人立会のもと井奉行と共に日々の人足数を帳面に書き、普請終了後にも勘定を行っていたことがわかる。史料制約上、各算用過程における、算用者と立会人の関係は、右記以上に解明できないが、鳴鹿堰の普請費用算用には、井奉行と請負人が関わり、両者監督のもとで行われていた。

2 用水争論の処理

十郷用水では、構造物をめぐる争論や、引水・排水をめぐる争論が絶えなかった。争論処理は井奉行が対応する場合が多かった。

まずは、十郷用水全体を潤す鳴鹿堰をめぐる争論に際しての井奉行の機能を検討する。ここで取り上げる宝暦期の鳴鹿堰切落し出入は、これまでもいくつかの論考がある。本出入は、鳴鹿堰のすぐ下流に位置した福井藩領五領ヶ島（上合月村・下合月村・兼定鳴村・末政村・渡村）の者が鳴鹿堰を切つて対岸の山へ稼ぎに行こうとした事件である。この切落しをめぐる十郷用水と福井藩五領ヶ島のせ

めぎ合いは、足掛け五年に及ぶ争論となった。

この争論が生じた際、井奉行は、福井藩用水奉行へ事の次第を知らせる願書^⑩を提出している。そこでは、鳴鹿大堰が大勢によって切り崩され、その内の二名を召し捕え吟味したところ、兼定嶋村のものであることが判明したと記されている。そこで、「尤御上御沙汰ニ不罷成、下ニ^而取扱内済ニ^茂仕度、兼定嶋村支配組頭合月村戸枝太左衛門方へ書通を以右之趣内達仕候得共、彼方ニ^而ハ御役筋^江相違不申候^而ハ難成趣之由返書ニ御座候」とあり、本争論を「下ニ^而」内済しようと、兼定嶋村を管轄する大庄屋戸枝太左衛門方へ書付をもって内達したが、戸枝からは役筋へ上申しないわけにはいかないとの返答があり、当事者間の内済は不調に終わったことがわかる。すなわち、大規模な鳴鹿大堰をめぐる争論の際においても、井奉行はまず内済を調べようとしていたのである。

結局のところ、本争論は、国許で解決することが困難となり、幕府評定所へ訴え出るようになった。幕府評定所では、寺社奉行から取り調べを受けたが、この際、井奉行も聴取された^⑪。さらに、国許で検使役人による取り調べが行われた際には、検使役人に同行していた^⑫。このように、井奉行は、十郷用水で争論が生じた際、まずは内済を取り計らい、それが困難な場合には、最終的な裁許が出るまで争論に関する様々な業務を遂行していた。

次に、引水をめぐる争論の際の機能を確認したい。渇水時には、福井藩に対し各村々から引水願いが提出された。そして藩役人による見分の上、引水を許可する配符が各村に回された^⑬。ここでは、坂

井郡下関村の引水を事例に検討する。この事例をみることによって、争論処理だけではなく、引水に関わる井奉行の機能も知ることができる。まずは、寛政九年に下関村の村役人から井奉行大連彦兵衛に宛てられた史料をみてみよう。

【史料6】^⑭

差上申一札之事

一坂井郡下関村之儀ハ、従先年御田地及渇水候節ハ、御自分様^江御願申上、引水御取斗被成下候、既ニ当巳七月組合下村々御引水有之候処、小前百姓共一致不仕、私共取締方出来兼候^而、組合村々^与不和ニ相成難義千万奉存候、依之以後下関村之儀福井御領同様ニ御奉行様御取斗被成下候様、大連御兩人様御取扱被下過分忝奉存候、然上ハ向後私共村方御田地旱魃之節御願申上候ハ、御自分様御取斗被成下是迄之通御取斗可被下候、尚又御配符通少^茂違背仕間鋪候、為後日仍^而如件

寛政九巳年八月

下関村

萩原領 庄屋 権兵衛^⑮

長百姓 惣代 弥右衛門^⑯

惣代 次右衛門^⑰

同村

西尾領 庄屋 吉兵衛^⑱

長百姓 半右衛門^⑲

惣代 長左衛門^⑳

大連彦兵衛殿

下関村は、旗本萩原氏知行所と西尾藩領の相給村落であった。當時までの渇水時の引水は、大連彦兵衛の「御取斗」（裁量）で行ってきた。しかし、村内の小前百姓らのまとまりがなく、他村の引水時に下関村の小前百姓らが不埒を働いたことがあり、関用水組合の村々と不和になってしまった。そのような状況から、以後は福井藩領と同様に用水奉行による引水の「御取斗」（裁量）を行ってもらえるよう大連両家に取り次ぎを願い、それが聞き届けられた礼が述べられている。

この史料からは、「福井御領同様ニ御奉行様御取斗被成下」という福井藩の用水奉行管轄で行われる引水と、井奉行の取り計らいによる引水の二形態があったことがわかる。福井藩領ではない村々は、井奉行の取り計らいによる引水を行う村も存在したと考えられる。井奉行の取り計らいによる引水時は、「至旱魃之節⁶⁷、末々不行届⁶⁷」とある。このように、用水が行き届かないことによって、村内が治まらない時には、福井藩による引水免許をもらったと推察される。ただし、「用水 御奉行様御出張御引水之節、支配大連彦兵衛殿差添ニ御免許願ニ罷出候⁶⁸」とあることから、藩による引水免許を得る際にも、井奉行が取り次ぎを行っていた。

この下関村の引水をめぐっては、後年にも村落間におけるもめごととの火種となった。天保九年に、下関村と同じく轟木江組合に属した上番村から、下関村の引水について、「故障」が申し立てられた。その際に、下関村村役人が井奉行大連へ宛てた史料をみてみよう。

【史料7⁶⁹】

差上申一札之事

一当春同領上番村任身勝手二字中井分水口一件二付、俄二新規之訴訟願達いたし候二付、下関村役人共被召出、其村方中井口一件二付古書物等有之候ハ、其段早速可申上哉二被仰出候処、村方取調候得共、未夕相見へ不申、御免許書写而已ニ本紙之儀⁷⁰見当り不申、然ル所貴公様ニ先年用水 御役御先役様方之御本紙ニ通槌成証抛物御所持被成候故、下関村此度新規改御連名之御免許書頂戴仕、此度貴公様之御苦勞之由難有奉存候、何分此上⁷¹末々迄不相替様、下関村願出候節ハ、在来通御差紙頂戴仕候様幾重ニ奉願上候、右御礼旁村役人共印判一札差上申所仍⁷²如件

天保九戌十一月日

下関村

庄屋 半右衛門⁷³

井頭

(村役人四名連印略)

大連彦兵衛様

上番村からの訴訟により、下関村は用水奉行に呼び出された。そこで、引水免許の証拠物があるのかと問われたが、下関村にあったのは免許状の写しのみで、本紙が見当たらない状況にあった。そのような中、大連彦兵衛が本紙（寛政九年時のもの）を所持していたことにより、下関村は新規の免許書を得ることになった。本史料は、そのことに対する礼が述べられている。すなわち、井奉行が引水をめぐめる証拠物を所持していたことによって、下関村の引水の権利が

保障されたのである。

近世の用水争いの特質として、渡辺尚志氏は、①先例主義、②文書主義・証拠主義、③百姓成り立ちの論理、④少数者・個人の利益より大多数・集団の利益の優先の四つを指摘している。⁷⁰ 十郷用水の井奉行の日常的職掌として、②に関連する機能が多々みられる。それは、前述した通り、井奉行が引水に関する免許状を所持していたことにも表れている。さらに、井奉行大連家の「家秘簿」には、「明和八卯七月 三五築出入二付、大連兩人江戸へ被召出候ハ、荒増御答可申上、正扣覚書壹冊御預所御役所分被仰付正扣一冊有之 布フロシキ⁷¹」というように、争論の関係書類を「布フロシキ」に包み保管していた形跡が数多くうかがえる。他の地域の用水組合では、近世後期になり、用水組合の管理の担い手が増える中で、用水に関わる重要文書の貸借や編纂物が作成されるなど、用水に関わる記録の保持者が増加する傾向がみられる。⁷² 一方、十郷用水では、そのような傾向はみられず、井奉行がそれらを占有することによって、証拠主義の中における井奉行の立ち位置は変わらぬものであったといえよう。

前述の用水争いの特質のうち、①先例主義についても、当該地の用水争論に色濃く表れている。文化六年に、「水戸築立候内組合人足共之内我勢強氣相働、両大連様御差図をも相拒御兩人様へも手向ひ大勢騒立御怪我為仕⁷³」とあり、横落堤の水戸合の築番組合であった河間村の者が井奉行大連の指図を拒否し、彼等に怪我をさせる事件が生じた。その場にいた上番村と東長田村のものが内済し、河間

村清三郎を捕え、詫証文を取り、大連からも内済が認められた。この際に、築番組合の村々から出された詫証文の中には、「井番彦兵衛・三郎左衛門差図二随ひ、古法通嚴敷相守用水路無差支様可仕旨委細承知奉畏候」とあり、今後は大連両家の指図に従い、「古法」を守っていくことが記されている。河間村清三郎が大連両名へ「不法」を働いた理由は定かではないものの、大連両家へ「強氣相働」き、怪我をさせるまでの事態を引き起こしたことは見逃せない。ただし、そのような事態を契機として、大連両家の主導のもと、「古法通」すなわち先例に基づいた用水管理が再確認されているのである。

3 小括

以上の通り、井奉行の職掌は、①鳴鹿堰・横落堤の普請管理、②用水争論の処理であった。用水争論の処理については、先例主義・証拠主義が重視される中で、井奉行は関連文書を手元に保持し、様々な用水問題に対応しようとしたのである。それは、本稿で多々用いた井奉行大連家の「家秘簿」の跋文に、その作成契機が「於役前相尋度時ハ事繁故容易難見着二付、累代之旧記要文而已拔出、其村其人印所為証印所年号調、尚後代之者為令安見附」と書かれ、後代の人が役所から種々尋ねられた際に関連文書を見つけ易くしたと述べられていることから明らかであるといえよう。

おわりに

以上、二章にわたって、十郷用水の基礎情報をまとめ、井奉行の職掌を明らかにしてきた。詳細な事項は本論に譲り、ここでは要点だけをまとめることとしたい。

まず、九頭竜川から取水し、坂井郡をほぼ北西に貫流する十郷用水は、約一八か村の大規模用水組合であった。その内部には、高牒用水・磯部用水・狭義の十郷用水が存在し、さらに、その内部には、小規模な水利結合（小江筋）が存在した。どの水利結合も構成村をみても、領主支配はまだらであり、生産・生活を契機とする村々の結合体であったといえる。

このような十郷用水には、中世から存在したとみられる用水の管理者が存在し、近世には井奉行として十郷用水の村々をまとめる役割を担った。「家秘簿」の中には、「私共支配下之義ハ御他領交故取扱甚難儀ニ御座候」と書かれている。まさに、この記述に表れている通り、領主支配錯綜地域の中で、用水の管理が求められたのである。その具体的な職務は、①鳴鹿堰・横落堤の普請管理、②用水争論の処理であった。特に、後者については、証拠主義が重視される近世の用水組合において、重要文書を保管することによって、古記録の所持者としての機能を發揮したことを指摘した。

ところで、一八世紀中ごろ、「十郷惣代」という新たな役職が成立し、井奉行とともに用水管理を担うようになった⁷⁴。そのような変

化が生じてもお、井奉行が近代まで存在し続けた要因は、用水組合ひいては地域社会の中で、古記録の所持者として確固たる位置を占めていたことによるのではないだろうか。この点の更なる実態解明は今後の課題とする。

本稿では、主に大連彦兵衛家文書を使用し、同家が担っていた井奉行としての役割に焦点を当てた。よって、「用水御用記録」中に併記されている春日神社の神職としての役割については、敢えて触れなかった。しかし、井奉行と春日社守の職務は、密接な関係があると考えられる。この点についての詳細な論考は他日を期したい。

註

- (1) 久留島浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制について」(『歴史学研究』第五〇四号、一九八二年、のち同『近世幕領の行政と組合村』、東京大学出版会、二〇〇二年所収)、志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」(『歴史学研究』第七二九号、一九九九年)など。越前国を対象とした研究では、野尻泰弘「近世日本の支配構造と藩地域」(吉川弘文館、二〇一四年)がある。
- (2) 喜多村俊夫「日本灌漑水利慣行の史的的研究 総論篇」(岩波書店、一九五〇年)、川島孝「近世用水争論の研究」(『ヒストリア』第六五号、一九七四年)、大塚英二「水利秩序の変容と地域・村落間格差」(『地方史学』第一七号、一九八九年、のち同『日本近世地域研究序説』、清文堂、二〇〇八年所収)、渡辺尚志『百姓たちの水資源戦争』(草思社、二〇一四年)など。

(3) 前掲註(2) 喜多村著書。このほかに、川島孝「近世河川灌漑における

- 用水組合の研究」(『ヒストリア』第六二号、一九九〇年)、貝塚和実「近世水利秩序の構造と展開」(『埼玉県史研究』第二五号、一九九〇年)がある。
- (4) 『鳴鹿村誌』(鳴鹿村、一九五二)、『新考坂井郡誌』(坂井郡社会科研究会、一九五四年)、『荻原町史』(荻原町、一九七三年)、『丸岡町史』(丸岡町、一九六七年)、『福井県史』(通史編三近世一、(福井県、一九九四年)、『新修坂井町誌』(通史編(坂井市、二〇〇七年)など。
- (5) みくに龍翔館編『みくに龍翔館第二十八回特別展 十郷用水ものがたり』(みくに龍翔館、二〇一四年)。
- (6) 西節子「十郷用水における近世的用水管理体系の成立」(『金沢大学法文学部論集 史学編』二〇号、一九七三年)。
- (7) 「用水御用記録」(国文学研究資料館越前史料、二二八六～二二九七)、「家秘簿」(国文学研究資料館越前史料、七〇四～七〇九)。「用水御用記録」については、福井県文書館大連彦兵衛家文書中に六冊存在するが、国文学研究資料館越前史料には、三冊分(二冊に分冊)しかない。また、「家秘簿」の原本は所在不明である。以降、典拠として示す場合には、便宜上、資料名と冊子番号(国文学研究資料館越前史料版)のみを示すこととする。
- (8) 前掲註(4)・(5)、『福井県史』(通史編二中世(福井県、一九九四年)。
- (9) 前掲註(5) みくに龍翔館『図録』に、(表1)の典拠と同じ史料から分析した表が掲載されている。その表は、記載項目が多彩であったため、ここでは、構成村と支配のみ整理した(表1)を掲載した。
- (10) 嘉永三年「十郷用水磯部高椋役高并神明役高御領別帳」(福井県文書館写真帳、大連彦兵衛家文書、資料群番号C〇〇〇一三一資料番号〇〇二二二)。
- 以下、「家秘簿」・「用水御用記録」・「用水引水配符」以外の使用史料はすべて福井県文書館写真帳を用いているため、その記載は省略する。また、福井県文書館写真帳を用いる場合には、初出のみ資料群番号を記し、以降は所蔵者名と資料番号のみ記す。
- (11) 宝暦五年「差上申一札之事(鳴鹿堰争論二付幕府裁許請証文)」(大連彦兵衛家文書、〇〇一五五)など。
- (12) 慶長二年「定(堀秀治定書)」(大連彦兵衛家文書、〇〇〇二四)。
- (13) 元禄二年(二六八九)、大連次郎兵衛(彦兵衛家)が死去した際に祖母から幕領代官に提出された願書を見ると、次郎兵衛の息子彦四郎が幼少で、「相役大連三郎左衛門も罷立申御事ニ御座候へハ、諸事相談を以相勤させ可申候」とあるため、この頃には、大連三郎左衛門も井奉行を勤めるようになっていたことがわかる(「家秘簿」一)。
- (14) 大連両家とも下番村に居住し、次郎兵衛―彦兵衛家を東大連、三郎左衛門家を西大連と呼称することもある。
- (15) 福井藩による井奉行への給米の支払いは慶安三年(二六五〇)が初出である(「家秘簿」二)。本文中の井奉行の給米に関わる記述は、すべて(表3)の典拠史料に拠る。
- (16) 「家秘簿」六。
- (17) 『福井県の地名』(日本歴史地名体系一八、平凡社、一九八一年)。
- (18) 『丸岡城略史』(五徳会、一九七四年)、天明六年「越前国丸岡分限帳」(浄光寺文書、C〇〇〇一九―〇〇五六四)。
- (19) (寛延四年)「乍恐口上書を以奉願上候(鳴鹿大堰切流二付願書)」(土肥孫左衛門家文書、〇〇〇二三)では、丸岡藩井奉行三名から丸岡藩の「用水御奉行様」に宛てて、宝暦期の鳴鹿堰切落し出入(後述)の発端を知ら

せる願書が提出された。よって、分限帳などには表出しないが、郡代所頭取と勘定所頭取が兼務していた役職として用水奉行が存在した可能性もある。

- (20) 「用水御用記録」一〇。
- (21) 延享四年〜寛政二年「年貢金等請取通綴」(大連彦兵衛家文書、〇〇〇四三)、慶応二年「戸籍男女人数改五人組下帳」(下番区有文書、〇〇二二—〇〇〇四九)。
- (22) 「家秘簿」五。
- (23) 「家秘簿」六、天保一二〜安政二年「御用留」(大連彦兵衛家文書、〇〇〇五二)。
- (24) 享保一〇年「差上申証文之事(一揆不参加ニ付差上証文)」(土肥孫左衛門家文書、C〇〇一—〇〇〇〇六)。以下、土肥家文書と略記する。
- (25) 正徳四年「田畑請帳之写手鏡」(土肥家文書、〇〇一〇七)。
- (26) 「家秘簿」六。
- (27) 嘉永四年「乍恐書付を奉願上候(門木戸再建御免願)」(土肥家文書、〇〇〇三〇)。
- (28) 明和八年「定重組村々高人別帳扣」(高棟節夫家文書、C〇〇二七—〇〇一七七)。以下、高棟家文書と略記する。
- (29) この点は、前掲註(5)みくに龍翔館『図録』にて指摘されている。
- (30) 明治一年「十郷総社中・下番両村入合地鎮座 式内井口神社・郷社春日神社由緒書」(大連彦兵衛家文書、〇〇〇六七)。作成者は大連三郎左衛門。
- (31) 万治元年「春日神廟記」(大連三郎左衛門家文書、C〇〇一四—〇〇〇一九)。作成者は大連国栄(彦兵衛家)。

(32) 年不詳「(土肥三五左衛門家由緒書)」(土肥家文書、〇〇一四八)。
 (33) 「福井県史」通史編二中世(福井県、一九九四年)。春日神社の勧請年には諸説ある。

- (34) 宝暦六年「御尋被遊候ニ付書附を以申上候(大連由緒書)」(大連彦兵衛家文書、〇〇〇〇五)など。
- (35) 鳴鹿堰普請請負制については、『菅原町史』(菅原町、一九七三年)が詳しい。本稿では重複を避けずに、普請請負制の実態について詳述しながら、井奉行の関与の仕方について明らかにする。
- (36) 「家秘簿」三。
- (37) 「家秘簿」三。
- (38) 「用水御用記録」四。
- (39) 「丁場小割」とは、普請の絵図を作成し、磯部・高棟・十郷の担当箇所・堰の長さを定めた上で、普請請負人の受け持ち分を決める作業のこと(天明五年「鳴鹿井口堀大堰御普請所諸色附留帳」大連彦兵衛家文書、〇〇一〇九)。
- (40) 前掲註(39)「鳴鹿井口堀大堰御普請所諸色附留帳」。
- (41) 「山竹田へ藤杭改ニ参、請取申候、丸岡立立会、甲斐吉太夫殿」(前掲註(39)「鳴鹿井口堀大堰御普請所諸色附留帳」とあり、丸岡藩の役人が立ち会っていたことわかる。「家秘簿」六によれば、天保八年(一八三七)頃からは福井藩用水奉行の下役も立ち会うようになった。
- (42) 「用水御用記録」八。
- (43) 文政一〇年「乍恐指上申御請書之事(鳴鹿用水大堰所入用藤杭納入ニ付吉谷村等三か村請状)」(大連彦兵衛家文書、〇〇二五七)。資料供出村として、

- ①曾谷村・岡村や、②下竹田村・上竹田村の名もみえるが、①は山竹田村の枝村で、②は山竹田村分村後の村名である（『家秘簿』四、『福井県の地名』日本歴史地名体系一八、平凡社、一九八一年）。よって、本文中では、山竹田村に統一して表記した。
- (44) 年不詳「指上申一札之事（先格ニ準ジ代米下渡願）」（大連彦兵衛家文書、〇〇二六五）。
- (45) 文政元年「御預所福井丸岡高柳鳴鹿用水掛高御給米藤杭代米仕訳帳」（大連彦兵衛家文書、〇〇〇九三）。
- (46) 文化一五年「引請申藤杭証文之事（鳴鹿用水御普請入用藤杭の鳴鹿村・上浄法寺村引請ニ付）」（高椋家文書、〇〇〇〇七）。
- (47) 文化一四年「差上申証文之事（鳴鹿大堰普請用藤杭請負証文）」（土肥家文書、〇〇〇二二）。
- (48) 「用水御用記録」二。
- (49) 宝暦一三年「未夏鳴鹿井口式番堀請負渡賃銀割取立帳」（大連彦兵衛家文書、〇〇二九六）。
- (50) 宝暦二年（一七五二）にはこのようなシステムが確認できる（「用水御用記録」一）。それより前にどこまで遡れるかは、史料の制約上不明である。
- (51) 享保二年「鳴鹿用水方万留万歳帳」（土肥家文書、〇〇〇四五）。
- (52) 「用水御用記録」三。
- (53) 寛政七年「指上申一札之事（横落堤築番組内不和ニ付願書）」（大連彦兵衛家文書、〇〇二六八）。この際は、上組合が上兵庫村・下兵庫村の二か村、下組合が轟木村・大味村・中野村・西村・東村・蔵垣内村・大口中村・五本村の八か村であった。
- (54) 鳴鹿堰の見分や、井落し寄合に参加する「例格之村々」は横落堤の水戸合を行う村々と必ずしも一致しない。前掲註（6）西論文によれば、一八世紀後期における「例格之村々」は一部固定化していたという。
- (55) 「用水御用記録」四。
- (56) 享保一四年「西歳十郷井下（村々諸色盛帳）」（大連彦兵衛家文書、〇〇一〇〇）。
- (57) 天保六年「鳴鹿用水立会勘定帳」（土肥家文書、〇〇〇五九）。
- (58) 文化一四年「相渡申請負証文之事（十郷村々用水鳴鹿御普請所ニ付）」（土肥家文書、〇〇〇二九）。
- (59) 前掲註（4）各自治体史、自治体史刊行後には、吉田健「鳴鹿大堰切り崩し事件の新資料」（『福井県文書館研究紀要』第五号、二〇〇八年）がある。
- (60) （寛延四年）「乍恐口上書を以奉願上候（鳴鹿大堰切流ニ付願書）」（土肥家文書、〇〇〇二四）。
- (61) 宝暦二年「鳴鹿堰出入御評定所対決留書」（重森邦夫家文書、C〇〇四六一〇〇六九）。
- (62) 宝暦三年「覚（鳴鹿大堰出入ニ付）」（土肥家文書、〇〇〇七九）。
- (63) 年不詳「用水引水配符 三」（国文学研究資料館越前史料、一三〇一、前掲註（6）西論文）。
- (64) 寛政九年「差上申一札之事（引水など福井領同様取計ニ付）」（大連彦兵衛家文書、〇〇一八七）。
- (65) 「外村御引水中も小前之百姓共不埒相働、年々組合村々不和ニ相成難儀仕候」とある（寛政九年「指上申書附之事（引水など福井領同様あつかいニ付願書）」大連彦兵衛家文書、〇〇二七一）。

(66) 下関村は、前掲註(63)「用水引水配符」によると、「本庄轟木江組合」と「十郷用水之内関用水井組」に属している。寛政期(一七八九〜一八〇〇)に問題となったのは、後者の関用水組合における引水であり、後述する天保期に問題となったのは轟木江組合における引水である。

(67) 前掲註(65)「指上申書附之事」。

(68) 天保九年「乍恐口上書を以奉願上候(下関村中江筋引水二付)」(大連彦兵衛家文書、〇〇二五八)。

(69) 天保九年「差上申一札之事(証拠書類提出ノ件札旁、引水免許状下付の差紙二付願)」(大連彦兵衛家文書、〇〇二八五)。

(70) 前掲註(2) 渡辺著書。

(71) 「家秘簿」四。この一件は、築漁をめぐり井奉行土肥三五左衛門と二屋村・楽間村との間で生じた。

(72) 工藤航平『近世蔵書文化論』(勉誠出版、二〇一七年)。

(73) 「家秘簿」五。

(74) 「家秘簿」二。前掲註(6) 西論文。